

■清掃一組の監査結果と講じた措置(抜粋)

	監査結果	措置等
分割発注	清掃工場で使う薬剤4種が分割発注されていた。議決を回避する意図を持ったものとみなされかねない。議決に付することが求められる	今後、透明性向上のため「薬剤の調達方針」を策定。契約期間や配送、非常時の調達先確保の観点から対象工場を地域別にグループ化するなどの基準を定める
	より透明性や経済性の高い合理的な発注方法に改善し、入札の経過や結果に対するチェック機能の強化を	一般競争による入札を行い、契約手法の観点で契約の公平性や競争性を阻害していることはない。23区を始め、他自治体の単価契約の議決の動向を検証する
組織運営	前例踏襲や同調圧力といった組織の底流にある体質や意識が起因し、事務の見直しや改善が進みにくい状況	庁議などの会議体で活発な意見交換の上、施策を決定しており、事務の見直し改善を妨げるような同調圧力は存在しない
	一組は23区や区民から遠く、分かりにくい存在。組織の透明性の向上に努力することが必要	安全性・安定性を重視する必要から、前例踏襲になりがちな面は認識。改善のため、計画的に人材育成を行っている

清掃一組の
監査委員人事

廃案の背景に昨年度の監査

前例踏襲・同調圧力の指摘

清掃一組が6月議会に上程した人事案のうち、橋本正彦監査委員(板橋区元副区長)を前期に引き続いて選任する同意案が審議未了となり廃案になった。一組議会事務局によると、改選されたばかりの議員が多く、「選任同意するには判断材料が不十分」として協議を継続する流れになったというが、背景を取材すると、昨年度の監査結果を巡る厳しい意見があった。



清掃工場の薬剤、分割発注も

清掃一組の監査委員が昨年度の監査報告で指摘したのは、清掃工場で使用していた重金属固定材や苛性ソーダなどの薬剤の入札契約。全ての清掃工場で同一の仕様であるにもかかわらず、前期・後期で異なる納入工場を組み合わせていることで、予定価格が6千円を越えないように「分割発注」していたという。

監査では分割発注について、「議決を回避しようとする意図」も示唆。「契約の公平性や競争性を阻害し、事務作業を煩雑にする不経済な行為とみなされる」と指摘し、「6千円を越える契約案件については、議会の議決に付していくことが求められる」とした。

監査結果を受け、清掃一組は5月、区議会全員協議会に監査結果に基づく「措置等」を提出。この中では「現在の契約手法が合理的な理由を欠く分割発注とは認識していない」と反論した。

分割発注した理由については、「複数の業者から(一括契約は)1社では受注できない旨の回答があった」とし、幾つかの工場をグループ化して契約することで「スケールメリットによる価格低減を図ってきた」と主張している。また、議会の議決については「各区分に聞き取りを進めている」とし、「単価契約の議決の要否についての対応も様々」としている。

他方、監査報告では、組織の課題として、「前例踏襲や同調圧力といった清掃一組組織の底流にある体質や意識が起因し、事務の見直しや改善が進みにくい」と指摘。これに対し、清掃一組は「同調圧力は存在していない」と否定し、各会議体での活発な意見交換を通して施策や事業を決めているとした。

23区議会議長からなる清掃一組議長会は3月の全議員協議会で監査報告を受けたが、その際、「重く受け止めるもの」とした上で、複数の議員から監査報告に対する厳しい意見も出たという。

議員の一人は取材に、「監査はエビデンスを基に指摘するもので、もう少し丁寧なやり取りの意見もあった。執行機関」ともかみ合っており、その辺りを整理する必要があり」と話した。監査報告に対する議会側の指摘が尾を引き、今回の議決に影響を与えた可能性もある。

「措置等」に異論も だが、清掃一組の反論に対しては、一組の「取締役」に当たる区長からは異論も出ている。清掃一組が5月、区長が構成メンバーの清掃一組経営委員会と評議会に對して「措置等」を説明したところ、区長側からは「監査委員の指摘に反論するのは信じがたい。誠意を持って対応するのが行政の基本ではないか」などの意見が出たという。

これを受けて、清掃一組の実務者は監査報告に基づく「措置等」を修正し、出し直す方針だ。

監査報告について、清掃一組の理事者を代表する区長側と、議会側を構成する区議会議員側で意見が一致しているわけではなく、それぞれの区長・区議会議員によっても意見は様々で、23区でつくる一組の「車の両輪」において意思決定する難しさがもたらされる形となっている。

高尾克好副管理者は取材に、「今回、監査の指摘をかなり頂いた。総体的には区長も議会も『監査の指摘は重い』と言っていると思う。説明を尽くし、組織運営をしっかりと行いたい」と話した。